

諮問第1204号

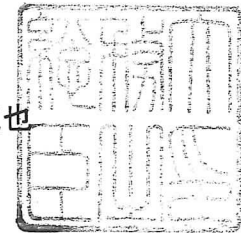
平成20年1月28日

情報通信審議会

会長 庄山 悦彦 殿

総務大臣

増田 寛也



諮問書

平成19年6月13日付けで、エルシーブイ株式会社から、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項に基づき、総務大臣の裁定の申請があった。

よって、同法第26条の2第3号及び有線テレビジョン放送法施行令（昭和47年政令第441号）第1条に基づき、当該裁定について諮問する。

再送信同意に係るエルシーブイ株式会社からの裁定申請の概要

1 申請日

平成19年6月13日

2 申請者及び申請に係る放送事業者

(1) 申請者：エルシーブイ株式会社（長野県諏訪市）

代表者：代表取締役 務臺 和正

住 所：長野県諏訪市大字四賀821番地

(2) 申請に係る放送事業者：以下の放送事業者

ア 日本テレビ放送網株式会社（東京都港区）

代表者：代表取締役 久保 伸太郎

住 所：港区東新橋1-6-1

イ 株式会社東京放送（東京都港区）

代表者：代表取締役 井上 弘

住 所：港区赤坂5-3-6

ウ 株式会社フジテレビジョン（東京都港区）

代表者：代表取締役 豊田 皓

住 所：港区台場2-4-8

エ 株式会社テレビ朝日（東京都港区）

代表者：代表取締役 君和田 正夫

住 所：港区六本木6-9-1

オ 株式会社テレビ東京（東京都港区）

代表者：代表取締役 島田 昌幸

住 所：港区虎ノ門4-3-12

3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため。

4 再送信しようとするテレビジョン放送

(1) 日本テレビ放送網株式会社の東京デジタルテレビジョン放送局の放送

(2) 株式会社東京放送の東京デジタルテレビジョン放送局の放送

(3) 株式会社フジテレビジョンの東京デジタルテレビジョン放送局の放送

- (4) 株式会社テレビ朝日の東京デジタルテレビジョン放送局の放送
- (5) 株式会社テレビ東京の東京デジタルテレビジョン放送局の放送

5 再送信の業務を行おうとする区域

長野県岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、塩尻市北小野、上伊那郡箕輪町の一部、北佐久郡立科町の一部、山梨県北杜市白州町大武川（別紙2のとおり。）

6 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

7 申請者が希望する再送信の開始日

裁定があり次第速やかに。

8 協議の経過

申請者は、平成16年7月から平成19年6月まで、区域外再送信に係る協議を在京キー局及び長野県の民放放送事業者と継続してきた。

9 意見の対立点

（以下、申請者から提出された申請書の一部を転載。）

(1) 発局様との協議

弊社と致しましては、デジタル放送の再送信は「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴うものであり、アナログ放送時における地上放送の視聴者は全て、地上放送がデジタル化された後も引き続き、アナログ放送時に視聴していた放送を視聴することを可能にすることが、30年以上視聴いただいております皆様に対する責務として捉えています。

区域外再送信の同意のお願いにつきましては、平成16年7月12日東京民放発局様5社連名で「長野県内民放4社は在京民放5社へ長野県内ケーブルテレビ事業者による区域外再送信の停止を文書で協力を要請してまいりました」と文書を頂いてから開始いたしました。

今までの協議の中で日本テレビ放送網株式会社様、株式会社東京放送様、株式会社フジテレビジョン様、株式会社テレビ朝日様は4社同様に「地元民放局の同意がなければ同意できない」との主張を繰返されています。また株式会社テレビ東京様は「番組販売に大きな影響がでる」との理由で同意できないと主張を繰返されています。

弊社は発局様との協議の中で無条件の同意ではなく、

- ①「現在区域外再送信アナログ放送を弊社が提供している業務区域だけ

でもお願いしたい」

- ②「発局様のデジタル放送を一般のチャンネルではなく、S T Bに設定する専用チャンネルではどうか」
- ③「対価については協議に応じる」
- ④「同意していただける条件を提案して欲しい」

と、弊社として最大限の譲歩であり、妥協策である条件付の同意のお願いも提案致しましたが、

- ①については「現在は区域外再送信については同意していない」
- ②については「根本的な解決にはならない」
- ③については「全国にかかわる問題で早急に片付く問題ではない」
- ④については回答をいただけませんでした。

以上のように歩み寄りはいただけず容認できないという回答であり、協議は平行線のまま終始致しました。

協議の経過の中で発局様の主張は次の通りでした。

- ① 日本テレビ放送網株式会社様は、

「区域外再送信同意についての弊社の考え方は10年来変わっていない。デジタル化だからといって何も変わらない。4波が地元より出ているのに不満があるのか。キー局としての系列局の経営状況等を考えなくてはならない。複雑な問題で視聴者保護の観点から見ても当事者間での解決は難しい。」との主張でした。

弊社は日本テレビ放送網様の主張に対しまして、

「系列局の同意が取れない事は同意を拒否する正当な理由に当たらない。平成11年までは同意をいただいております、その後は拒否する正当な理由がないまま拒否が続いている。また、系列局が発局様と同じ番組を放送しているのは約70%程度であり、視聴者は地元で放送されていない残りの約30%の番組の放送も望んでいる。デジタル放送の同意に関して系列局の経営に影響するとの理由は拒否する正当な理由に当たらない。」と考えております。

- ② 株式会社東京放送様は、

「長野のような4局地域は充足されている。視聴率の影響が看過できない。地元局を見ていただきたい。系列局の経営に大きな影響が出るため系列保護の上から同意できない。区域外再送信問題は地元局の問題だ。発局からすれば見られても痛くもかゆくもない。長野がよければ全国どこでも良くなってしまふ。著作権問題等で対抗する事になる。」との主張でした。

弊社は東京放送様の主張に対しまして、

「系列局の同意が取れない事は同意を拒否する正当な理由に当たらない

い。系列局が発局様と同じ番組を放送しているのは70%程度であり、視聴者は地元で放送されていない残りの約30%の番組の放送も望んでいる。また平成10年までは同意をいただいております、その後は拒否する正当な理由がないまま拒否が続いている。デジタル放送の同意に関して系列局保護を理由としての拒否は拒否する正当な理由に当たらない。また著作権料に関しましては、現状お支払いをしておりますし、新たに発生するものがあれば当然お支払いすべきもの」と考えております。

③ 株式会社フジテレビジョン様は、

「地元系列局が同意しない。系列局の経営に大きな影響が出るため同意するわけには行かない。同意の問題は進展する動きがない。ここまで来れば大臣裁定申請を出してみるしかないのでは。当事者間で解決できないのだから仕方がない。」との主張でした。

弊社はフジテレビジョン様の主張に対しまして、

「系列局の同意が取れない事は同意を拒否する正当な理由に当たらない。アナログでは平成10年まで同意をいただいていた。その後は同意を拒否する正当な理由がないまま拒否が続いている。デジタル放送の同意に関して系列局の同意が取れないとの理由は拒否する正当な理由に当たらない。」と考えております。

④ 株式会社テレビ朝日様は、

「4波地域は最低要件を満たしている。現状は同意していないので、約束不履行ではない。系列局の収入についても懸念している。東京民放の放送免許での放送範囲外の放送は同意できない。入口論で我々は違う。裁定は不愉快だ。」との主張でした。

弊社はテレビ朝日様の主張に対しまして、

「系列局の同意が取れない事は同意を拒否する正当な理由に当たらない。放送免許範囲はアナログで平成10年まで同意をいただいていた当時と何ら変わっていない。アナログからデジタルに変わることによって新しく出てくる問題は何かない。デジタル放送の同意に関して系列局の同意が取れないとの理由は拒否する正当な理由に当たらない」と考えております。

⑤ 株式会社テレビ東京様は、

「現在は同意をしていない。同意については前進していない。番組販売に影響が出ている。有料化については長野県だけの問題ではない。取材協力については系列がないので検討したい。」との主張でした。

弊社はテレビ東京様の主張に対しまして、

「現在の同意拒否には正当な理由がない。平成元年までは同意をいた

だいており、その後は同意を拒否する正当な理由がないまま拒否が続いている。また、番組販売に影響が出るとの理由は同意を拒否する正当な理由に当たらない。長野県にはテレビ東京の系列局がないため、弊社としては取材協力等を条件に同意をお願いしましたが、理解いただけなかった。」と考えております。

以上、発局様5社から同意できないとの最終回答をいただき協議は終結いたしました。

(2) 県内局様との協議

発局様が強く主張された県内局様への同意のお願いは平成15年から行っております。信越放送株式会社様、株式会社長野放送様、株式会社テレビ信州様、長野朝日放送株式会社様とは主に長野県TV-CATV懇談会で協議し回数は17回に及びました。

県内局様4社は同意できない理由として、

- ①「デジタル投資は莫大で、区域外再送信は自社の経営に影響がでる」
- ②「長野県は4局県で、系列局がほとんどの番組を放送している。情報格差は出ない」
- ③「東京発局は関東広域放送で免許地域を越える」
- ④「著作権処理の問題」

を挙げて同意拒否を主張されておりますが、弊社は、

①については「莫大なデジタル投資は当方も同じで区域外再送信がどれだけ経営に影響するかデータを示して欲しい。」とお願いしましたが、根拠ある明確な回答はいただいていない。

②については「系列で放送される番組は約70%であり、残り30%は視聴できない。放送されていない番組も視聴者は望んでいる。」

③については「同意をいただいていたアナログ時代と何も変わらない。」

④については「著作権料については現在もお支払いしていますし、新たに発生するものについては当然お支払いすべきもの。」

と主張いたしました。県内局様の全ての理由がアナログ放送からデジタル放送に移行することによって新たに発生するものではありません。

また、系列局の同意拒否を理由とする発局様の同意拒否は、同意を拒否する正当な理由にはあたらないと考えております。

また、県内局様にも無条件の同意ではなく、

- ①「現在、区域外再送信アナログ放送を弊社が提供している業務区域だけでもお願いしたい。」
- ②「発局様のデジタル放送を一般のチャンネルではなく、STBに設定する専用チャンネルではどうか」

- ③「対価については協議に応じる。」
- ④「同意していただける条件を提案して欲しい。」

と、弊社として最大限の譲歩であり妥協案である条件付の同意のお願いも提案致しましたが、県内局様の回答は以下の通りでした。

- ① については「現在、発局様から同意は出ていない。」
- ② については「STBは駄目である。」
- ③ については「有料化については我々の問題ではない。」
- ④ については無回答でした。

との回答で協議は進展致しませんでした。

- ① については「東京発局様が同意を拒否している理由は地元系列局の保護で、これは同意を拒否する正当な理由ではない。」
- ② については「弊社の最大の妥協案でしたが、まったく理解いただけなかった」
- ③ については「有料化の問題は発局様と弊社の問題であることは納得する。」
- ④ については「再三のお願いでしたが最後まで何一つご提案いただけない。」

弊社のお願いに真剣に対応していただけなかった証と考えます。県内局様は最初から同意拒否という結論があり、長時間の協議は、弊社のお願いを聞き流して、いたずらに時を重ねたように考えられます。

以上、県内局4社様からも同意できないとの最終回答をいただき協議は終結いたしました。

意見の対立点に関する補足説明を【別紙1】で述べさせていただきます。

以上

意見の対立点に関する補足説明

1. 有線テレビジョン放送法第13条第5項の「同意しないことにつき正当な理由」がないことについて

- (1) 有線テレビジョン放送法第13条第5項は、「同意しないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をする」と定めています。

有線テレビジョン放送法第13条は、憲法上の国民の知る権利を保障し、かつ放送法第1条、有線テレビジョン放送法第1条の目的に適合するよう定められたもので、「同意しないことの正当な理由」を放送事業者が主張・立証しない限り、同意の裁定がなされるものであります。

- (2) そして、有線テレビジョン放送法第13条第5項の「同意をしないことにつき正当な理由」とは、

- ①放送番組が放送事業者の意図に反して一部カットして再送信されるというような場合。
- ②放送事業者の意に反して番組が異時再放送されるとか、同時でない再送信が行われるような場合
- ③再放送のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こすことがあるような場合。
- ④ケーブルテレビ事業者の施設が確実に設置できる見通しが無いとかその業者としての適格性に問題があるような場合。
- ⑤ケーブルテレビ事業者側の技術レベルに問題がある場合。

の5つの場合があることは、公権解釈（第104回国会・衆議院逓信委員会における政府答弁）が示され、かつ過去2度の裁定においても確立している基準であります。

弊社は、区域外再送信業務を開始して以来、現在に至るまでに上記①ないし⑤の5つの基準に該当する事実もしくは問題となったことは全くありません。

- (3) 弊社は、東京民放発局（以下「発局」という）様および地元長野県内民放局（以下「県内局」という）様と長期間にわたり、協議を重ねてきましたが、発局が不同意としている理由は、つまるところは、「県内局様の同意が得られない」こと、県内局様が同意しない理由は「県内局様の経営に対する影響が強い」というものであり、いずれの理由も上記5つの基準には全く該当しないことは明白であります。

なお、付随して有線テレビジョン放送法の改正論議、著作権問題、その他関連して検討すべき課題など指摘されていますが、いずれも同意をしな

いことの正当な理由にならないことは当然であります。

2. 株式会社テレビ東京様は平成元年11月から、株式会社テレビ朝日様、株式会社東京放送様、株式会社フジテレビジョン様は平成10年11月から、日本テレビ放送網株式会社様は平成11年11月から、いずれも弊社が区域外再送信をすることの同意をされていませんが、同意を得られていないことが本申請の適法性に影響を及ぼすことにはなりません。

発局様から同意がない点をとらえて現在の区域外再送信は違法であり本裁定申請の適法性を欠くとの意見が一部にあります。その意見は、以下のとおり、失当であります。

(1) 有線テレビジョン放送法第13条の同意は放送事業者の自由裁量ではなく、同条の解釈として「同意しないことの正当な理由」を放送事業者が主張・立証しない限り、原則同意の裁定がなされるものであります。当事者間の協議においても上記5つの基準が基本となります。

区域外再送信の同意に、形式的な契約（同意）期間の定めがあっても、期間の定めは法的効力を有しないものと解すべきです。有線テレビジョン放送の再送信事業は短期的なものではなく、継続的長期の事業であること及び有線テレビジョン放送法の立法趣旨、目的によれば、区域外再送信の同意は期間を限定することは相当ではなく、前記「同意しないことにつき正当な理由」が生じたときにのみ同意を撤回することができるというべきです。

仮に、契約（同意）期間の定めが有効であるとしても、長期間更新されてきたような場合には、いわゆる更新の利益が生じ、正当な理由がない限り、更新拒絶できないことは、確立した法理であります。

(2) 平成11年における発局の不同意の理由は、上記1項と同様に「県内局様の同意が得られないこと」、そして、県内局様が同意しない理由は「県内局様の経営に対する影響が強い」というものであり、上記5つの基準に該当する事由の主張・立証は全くないもので、不同意そのものが不適法・不当なものであったことは明かです。

(3) 弊社は、株式会社テレビ東京様に対して平成元年から平成4年まで再送信の同意申請書を提出してきましたが、テレビ東京様からは何等の回答もなく、明確な同意の意思表示はありませんでした。その後、発局様5社から当社に対して平成11年2月5日付の文書により県内局様の経営問題、著作権問題について見直しをすべきである旨の要請がなされ、更に平成16年7月12日付文書により発局様の再送信は停止すること及び地上デジタル放送においても今後は再送信の同意は予定していない旨の通知がなされました。

このような経緯から当社は平成15年7月以降、県内局様等との協議を継続してまいりましたが協議が不調となるにおよび、有線テレビジョン放送法に則り、本裁定申請に及んだものであります。

- (4) 正当理由のない不同意を既成事実として裁定を否定する根拠とすることは本末転倒であり、裁定制度の趣旨を没却するもので到底首肯しえない論理であることはいうまでもありません。

3. 長野が、いわゆる“4局地区”であることは、同意を否定する理由にならないことについて

弊社は昭和49年に発局様3局の、昭和52年に1局を加えて区域外再送信を開始しましたが、当時、地元で開局していたのは、信越放送株式会社様と株式会社長野放送様の2局のみでした。その後、昭和55年10月1日に株式会社テレビ信州様が平成3年4月1日に長野朝日放送株式会社様が開局されたという経緯であり、当社の4局区域外再送信が先行してきたという歴史的経緯があります。

もちろん、県内局様が4局となった平成3年当時に発局様が、もはや区域外再送信は不必要であるといった主張や同意拒絶がなされたことも全くありません。

こうした歴史的経緯により、区域外再送信による東京波の視聴は地元住民視聴者の生活にすっかり定着し地域の放送視聴文化を形成しています。

また、同系列であっても、同一の番組は約70%で、30%ほどが異なっており、区域外再送信の必要性がないとは到底いえないものであります。

従って、長野がいわゆる“4局地区”であるとの点は、形式的にも実質的にも同意を否定する理由には全くなり得ないものであります。

【別紙2】

岡谷市	中屋、中村、東堀、湖畔1丁目から3丁目、天竜町1丁目から3丁目、田中町1丁目及び2丁目、堀之内1丁目及び2丁目、大栄町1丁目及び2丁目、銀座1丁目及び2丁目、東銀座1丁目及び2丁目、加茂町1丁目から4丁目、中央町1丁目から3丁目、幸町、本町1丁目から4丁目、御倉町、成田町1丁目及び2丁目、山手町1丁目及び2丁目、山下町1丁目及び2丁目、郷田1丁目及び2丁目、神明町1丁目から3丁目、小井川、西堀、小坂、花岡、三沢、新倉、駒沢、鮎沢、橋原
諏訪市	大和1丁目から3丁目まで、湯の脇1丁目及び2丁目、湖岸通り1丁目から5丁目まで、諏訪1丁目及び2丁目、清水1丁目及び2丁目、大手1丁目及び2丁目、岡村1丁目、高島1丁目、元町、末広、小和田、小和田南、赤羽根、桑原、四賀神戸、普門寺、赤沼、福島、下金子、中金子、田辺、大熊、湖南、南真志野、北真志野、豊田、有賀、小川、神宮寺、中洲、渋崎、杉菜池、文出、飯島、上金子、上野、覗石、四賀開拓地、池のくるみ、強清水、湖南板沢、青木沢、後山
茅野市	金沢、上町、茅野、中河原、安国寺、茅野町、仲町、下町、本町、塚原、横内、上原、米沢、鋳物師屋、中大塩、南大塩、下菅沢、上菅沢、植原田、神沢、鬼場、城山、本町東、小泉、粟沢、花蒔、南小泉、田道、小堂見、美弥ヶ丘、ひばりヶ丘、両久保、坂室、向ヶ丘、小町屋、高部、新井、山田、御作田、上槻木、下槻木、丸山、菊沢、豊平、中村、塩沢、山口、金山、湯川、芹ヶ沢、糸萱、柏原、広見、蓼科、北山字鹿山、北山字入四エ門畑、山鳥居、泥平、乗場及び中笹、蓼科ビレッジ、車山、白樺湖
諏訪郡 下諏訪町	大社通り、上馬場、管野町、富士見町、広瀬町、友の町、平沢町、花咲町、東町、仲町、大門、桜町、立町、御田町、塚田町、木之下、横町、小湯の上、湯田町、新町、久保、田中町、矢木町、中汐町、春日町、魁町、曙町、東弥生町、西弥生町、栄町、萩倉、町屋敷、社ヶ丘、星ヶ丘、四王、鷹野町、清水町、東豊町、西豊町、高浜町、富ヶ丘、五官、本郷、武居、海道、高木、一ツ浜、関屋、赤砂、湖浜、東山田、社東町、緑町、西浜町
諏訪郡 富士見町	木の間、若宮、松目、大平、原の茶屋、富里、富士見、神戸、富士見ヶ丘、塚平、栗生、落合、立沢、乙事、横吹、瀬沢、平岡、烏帽子、高森、小六、信濃境、池袋、上蔦木、下蔦木、田畑、葛窪、境
諏訪郡 原村	払沢、室町、中新田、大久保、八ツ手、やつがね、判の木、柳沢、柏木、菖蒲沢、上里、白山
上伊那郡 辰野町	上平出、平出上町、平出下町、下辰野、旭町、赤羽、樋口、山際、小野、休戸、押野、雨沢、下雨沢、上島、今村、上辰野、宮所、中央、宮木、新町、神戸、羽場、川島、小横川、下村、飯沼、上野、鴻の田

上伊那郡 箕輪町	中箕輪沢の一部
塩尻市 北小野	古町、上田、宮前、大出、勝弦
郡北佐久郡 立科町	芦田八ヶ野の一部
山梨県 北杜市 白州町	大武川